

令和7年度「札幌市保育士修学資金貸付」 募 集 要 項

1 事業の目的

市内および札幌市に隣接する市町村に所在地のある指定保育士養成施設(以下、「養成施設」という。)に在学中、もしくは令和7年度から入学する予定の方(高等学校在学中の方)に対し、修学資金や卒業時の就職準備金の貸付を行うことで、養成施設への入学やその後の就職を容易にし、札幌市内における保育士の養成・人材確保を目的とします。

2 事業の概要

(1) 対象者	市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設、または当該養成施設がその他の施設と連携した通信教育等に在学中、もしくは入学する予定の方(高等学校在学中の方)で、保育士資格を取得後、札幌市内で保育士として就労を予定している方。
(2) 申込者の要件	次の要件を全て満たすことが必要となります。 ① 養成施設の長、もしくは高等学校長が推薦する方 ② 家庭の経済状況等から、真に本貸付が必要と認められる方 ③ 他都道府県等が実施する保育士修学資金貸付を受けていない方 ④ 高等学校在学中は、養成施設の合格通知書が届いた方
(3) 貸付額	月額 50,000 円を上限 ※入学時にかかる費用及び卒業時の就職準備金として、それぞれ 20 万円以内を加算することができます。
(4) 利子	無利子（ただし、返還期限を遅延した時には延滞利子がつきます。）
(5) 連帯保証人の設定	貸付を受けるにあたっては、下記の要件に該当する連帯保証人が 1 名必要です。 【申込者が 20 歳未満の場合】 ① 申込者の父母または法定代理人（所得税が課税されていること） ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと 【申込者が 20 歳以上の場合】 ① 別世帯で自ら独立した生計を営む成年者（所得税が課税されていること） ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと
(6) 貸付期間	養成施設に在学する期間で、貸付期間は 2 年間を限度とします。
(7) 貸付金の交付方法	年 2 回に分けて分割交付（原則、4 月・10 月）
(8) 貸付金の返還債務免除	養成施設を卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、 <u>市内の指定施設（保育所等）</u> において、引き続き週 20 時間以上で 5 年間、保育の <small>※詳細は別冊「しおり P9」</small> 業務等に従事したときは貸付金の全額が免除となります。 ※やむを得ない状況により、一部免除を受けられる可能性があります。（自己都合による離職等は、原則、免除対象となりません。）

(9)貸付金の返還	(8)の貸付金の返還免除要件に該当しなかった場合等は、下記のとおり貸付金を返還することとなります。 ① 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（繰上償還が可能）
(10)提出書類	① 申請書 ② 同意書 ③ 養成施設の長、もしくは高等学校長の推薦書 【養成施設、もしくは高等学校からの推薦が申込要件です。】 ④ 高等学校在学中は、養成施設の合格通知書の写し ⑤ 住民票（マイナンバー記載のないもので、省略のないもの）【申込者・連帯保証人】 ※詳細は別冊「しおり P5 (8)」 ⑥ 申込世帯の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票など） ⑦ 他、本会会長が必要と認める書類 ※詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。
(11)締切日	締切日は、養成施設ごとに設けておりますので、在籍している養成施設にお問い合わせください。 ※高等学校は、養成施設の合格通知が届き次第、申込みを受付けます。 令和7年1月末迄に提出ください。（在学中に審査等手続きが終了するよう提出ください。）
(12)申込先	各養成施設、もしくは各高等学校へお申込みください。 (本会への直接の申込みは、受付けできませんのでご注意願います。)
(13)審査及び貸付額等の決定	事務局にて、申請書を審査後、貸付の可否決定がされます。 ① 審査結果は、郵送で通知します。（申込者、連帯保証人、養成施設もしくは高等学校あて） ② 貸付の可否決定は、上記(11)の締め切り後、概ね1か月後を予定しています。

【お問い合わせ先／事務局】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター3階
TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109